

岡山市小規模工事見積者選定基準

令和6年3月22日財政局長決裁

令和6年4月1日適用

(趣旨)

第1条 この基準は、岡山市小規模工事取扱規程（平成15年市訓令甲第73号）第6条第1項の規定に基づき、各局室及び各区における小規模工事に係る見積書の提出を依頼する者（以下「見積者」という。）を選定する基準を定める。

(基準)

第2条 次の各号に掲げる条件のすべてを満たす者を見積者として選定するものとする。

(1) 本市内に本店を有する者（以下「市内業者」という。）

(2) 対象工事の業種に応じて次に掲げるように岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第25条の規定に基づく有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者。ただし、工事の内容、地域の状況などにより必要があると認められるときは、この限りでない。

ア 対象工事が次表の対象工事に掲げるものである場合は、対象工事の業種が有資格者名簿に第1格付業種として登載されている者及び当該区分に応じて格付業種の欄に掲げるように登載されている者。ただし、第1格付業種が土木工事又はとび・土工・コンクリート工事の者のうち、交通安全施設工事及び体育施設工事を希望するものは除く。

対象工事	格付業種
土木工事	第1格付業種が建築で第2又は第3格付業種が土木
建築工事	第1格付業種が土木で第2又は第3格付業種が建築
解体工事	第1格付業種が土木又は建築で第2又は第3格付業種が解体

イ 対象工事が電気工事のうち、業種細区分が盤工事の場合は、有資格者名簿に登載されている者のうち直近の岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事）において第1格付業種が電気工事業で、かつ、盤工事が施工できる者

ウ 対象工事が管工事で、業種細区分が給排水衛生設備工事及び冷暖房空調設備工事

の場合は、有資格者名簿に登載されている者のうち直近の岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事）において第1格付業種が管工事業で、かつ、管工事調書で給排水衛生設備工事及び冷暖房空調設備工事をそれぞれ希望した者

エ 対象工事が交通安全施設工事である場合は、有資格者名簿に登載されている者のうち直近の岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事）において、交通安全施設工事への参加を希望した者

オ 対象工事が体育施設工事である場合は、有資格者名簿に登載されている者のうち直近の岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事）において、体育施設工事への参加を希望した者

カ 対象工事がアからオに該当しない場合は、対象工事の業種が有資格者名簿に第1格付業種として登載されている者

(3) 対象工事の施行場所が属する中学校区等（岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第2条第13号に掲げるものをいう。以下同じ。）に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に定める営業所（以下「営業所」という。）を有する者

2 前項の規定に基づいて見積者を選定した場合に、見積者がいないときは「中学校区等」を「小エリア」と読み替えて、見積者が1者又は2者のときは前項の規定に基づいて選定した見積者に加えて「中学校区等」を「小エリア」と読み替えて、原則として3者以上の見積者を選定するものとする。

3 前2項の規定に基づいて見積者を選定した場合に、見積者がいないときは「中学校区等」を「中エリア」と読み替えて、見積者が1者又は2者のときは前2項の規定に基づいて選定した見積者に加えて「中学校区等」を「中エリア」と読み替えて見積者を選定するものとし、第1項に定める「中学校区等」を原則として3者以上になるまで「大エリア」、「全市エリア」の順で読み替えて、見積者を選定するものとする。

4 前3項の規定に基づいて選定した場合において見積者が3者に満たないときは、準市内業者（本市内に営業所を有し、有資格者名簿に対象工事の業種が登録されている者であって、市内業者以外のものをいう。）、市外業者（有資格者名簿に対象工事の業種が登載されている者であって、市内業者又は準市内業者以外のものをいう。）の順で選定

することができる。

- 5 前各項の規定に基づいて選定する見積者数は、原則として10者までとする。ただし、地域の状況、工事の内容などを勘案して、著しい支障を生じるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(その他)

第3条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は別に定める。

- 2 この基準の定めにかかわらず、学校、市営住宅等の市有建築物に係る小規模工事であって、必要があると認められるものについては、別に定める基準によることができる。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年5月14日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市小規模工事見積者選定要領の規定は、施行日以後の通知に係る契約から適用し、施行日以前の通知に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市小規模工事見積者選定要領の規定は、施行日以後の通知に係る契約から適用し、施行日以前の通知に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月22日財政局長決裁）

- 1 この基準は、平成25年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の岡山市小規模工事見積者選定基準の規定は、適用日以後の通知に係る契約から適用し、施行日以前の通知に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年5月30日財政局長決裁）

- 1 この基準は、平成28年6月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の岡山市小規模工事見積者選定基準の規定は、適用日以後の通知に係る契約から適用し、施行日以前の通知に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月20日財政局長決裁）

- 1 この基準は、令和元年6月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 改正後の岡山市小規模工事見積り者選定基準の規定は、適用日以後の通知に係る契約から適用し、適用日以前の通知に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月26日財政局長決裁）

この基準は、令和5年1月1日から適用する。

附 則（令和6年3月22日財政局長決裁）

この基準は、令和6年4月1日から適用する。